

令和7年度結城市スズメバチ駆除費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、スズメバチによる危害を防止し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりを推進するため、スズメバチの営巣の駆除に要した費用の一部に対し、予算の範囲内において令和7年度結城市スズメバチ駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市民の安全のため特に必要と市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に所在する土地若しくは建物を所有し、使用し、若しくは管理する個人又は本市の自治会その他これに類すると市長が認める団体。ただし、事業若しくは営利活動のために当該土地若しくは建物を所有し、使用し、又は管理する場合を除く。
- (2) 前号の土地又は建物に営巣されたスズメバチの巣を駆除業者により駆除した者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スズメバチの営巣の駆除に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は5,000円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチの営巣の駆除日から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、令和7年度結城市スズメバチ駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除費用が記載された領収書の写し
- (2) 駆除を実施した場所の案内図
- (3) 営巣が確認できる写真、駆除後の当該場所の写真及び駆除した巣の写真
- (4) 債権者登録申請書及び振込口座情報が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一敷地内（同一の敷地と認められる場合を含む。）につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めたときは、令和7年度結城市スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している補助金があるときは、返還を求めることができる。

(1) この要項の規定に違反したとき。

(2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(庶務)

第9条 この要項に定める手続等については、経済環境部生活環境課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。